

## 山形県水道ビジョン策定検討会設置要綱

### (趣旨)

- 第1条 山形県水道ビジョンを策定するにあたり、学識経験者、水道利用者及び水道事業者から意見を聴くため、山形県水道ビジョン策定検討会（以下「検討会」という。）を置く。
- 2 検討会は、山形県水道ビジョンの策定の日まで置くものとする。

### (検討事項)

- 第2条 検討会は、次に掲げる事項について検討を行うものとする。
- (1) 山形県水道ビジョンの策定に関する事項
- (2) その他必要な事項

### (委員)

- 第3条 検討会の委員は、学識経験者、水道利用者及び水道事業者から知事が委嘱する。

### (会長)

- 第4条 検討会に、会長を置く。会長は、検討会を代表し、会務を統括する。
- 2 会長は委員の互選により定める。会長が検討会に出席できない場合は、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。
- 3 検討会では、必要に応じ、外部の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

### (会議)

- 第5条 会議は、会長が座長を務める。
- 2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

### (事務局等)

- 第6条 検討会の事務局は、山形県環境エネルギー部危機管理・くらし安心局食品安全衛生課に置くものとする。また、オブザーバーとして山形県企画振興部市町村課及び山形県企業局水道事業課の職員を置くものとする。

### (その他)

- 第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が検討会に諮って定める。

### 附 則

この要綱は、平成29年9月21日から施行する。

委員名簿

國方 敬司	山形大学名誉教授
黒川 あゆみ	管理栄養士 (山形県栄養士会医療事業部所属)
後藤 とし子	山形県消費生活団体連絡協議会会長
須田 聡	酒田市上下水道事業管理者
太刀岡 保	株式会社フィデア総合研究所上席理事
長谷川 博一	山形市上下水道事業管理者
三木 潤一	東北公益文科大学准教授

(敬称略・五十音順)